



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
8月1日
号外(1)
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課)	1
○ 訓 令	
※高専設置準備室設置規程 (企画調整課)	2
※滋賀県文書管理規程の一部改正 (県民活動生活課)	2
※全国植樹祭推進室設置規程の一部改正 (森林政策課)	2
○ 人 事 委 員 会 規 則	
※管理職員等の範囲を定める規則および職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	3

規 則

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第42号

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則

滋賀県行政組織規則(昭和51年滋賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表総合企画部の款企画調整課の項中「、企画第三係」を削り、同表農政水産部の款農政課の項中「企画・財産係、世界農業遺産推進係、農地係」を「企画・世界農業遺産係、農地利用調整係」に改め、同条第2項の表企画調整課の款広域連携推進室の項中「広域連携推進室」を「広域連携・万博推進室」に改める。

第6条の表総合企画部の部企画調整課の款中第15号および第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、第19号を第17号とし、同款広域連携推進室の項中「広域連携推進室」を「広域連携・万博推進室」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 万博の推進に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

総合企画部企画調整課広域連携推進室長	総合企画部企画調整課広域連携・万博推進室長
総合企画部企画調整課広域連携推進室室長補佐	総合企画部企画調整課広域連携・万博推進室室長補佐
農政水産部農政課企画・財産係長	農政水産部農政課企画・世界農業遺産係長
農政水産部農政課農地係長	農政水産部農政課農地利用調整係長

(滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

3 滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表広域連携推進室長の項中「広域連携推進室長」を「広域連携・万博推進室長」に、「広域連携推進室の」を「広域連携・万博推進室の」に改める。

(滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部改正)

4 滋賀県職員の標準的な職に関する規則(平成28年滋賀県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「広域連携推進室長」を「広域連携・万博推進室長」に改める。

訓 令

滋賀県訓令第28号

高専設置準備室設置規程を次のように定める。

令和4年8月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

高専設置準備室設置規程

(設置)

第1条 県立高等専門学校の設置の準備を進めるため、総合企画部に高専設置準備室(以下「準備室」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立高等専門学校の設置の準備に関すること。
- (2) 高等教育機関との連携および調整に関すること。
- (3) 教育行政に関すること(高等教育に関することに限る。)

(職の設置)

第3条 準備室に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて準備室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、準備室に滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)第3条または第6条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第3条の表(課長の項を除く。)中「課等」とあり、「課」とあるのは「準備室」と、「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

3 前2項に定める職には、職員のうちからそれぞれ知事が任命する。

(事務決裁)

第4条 準備室の事務の決裁については、滋賀県事務決裁規程(昭和55年滋賀県訓令第1号)の定めるところによる。この場合において、同訓令中「課長」とあるのは、「室長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 準備室の庶務は、総合企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、準備室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 滋賀県文書管理規程(平成17年滋賀県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1本庁の項第1号中「新駅問題・特定プロジェクト対策室	「新駅 高専
問題・特定プロジェクト対策室	新駅特
設置準備室	高専準
	に改める。

滋賀県訓令第29号

滋賀県文書管理規程(平成17年滋賀県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

令和4年8月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第3の1本庁の項第1号中「企画調整課広域連携推進室」を「企画調整課広域連携・万博推進室」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

滋賀県訓令第30号

全国植樹祭推進室設置規程(平成31年滋賀県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

令和4年8月1日

滋賀県知事 三日月 大造

第1条第2項を削る。

付 則

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則および職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月1日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則および職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「広域連携推進室長」を「広域連携・万博推進室長」に改める。

- (1) 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委員会規則第16号)別表第1知事部局の項
- (2) 職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)別表第1知事の事務部局の項

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

